

一般廃棄物収集運搬業の許可について

I 一般廃棄物収集運搬業許可申請の法的根拠

一般廃棄物の収集や運搬を行おうとする者は、その業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければなりません。また、運搬のみを業として行う場合には、一般廃棄物の積卸しを行う区域を管轄する市町村長の許可を受けることとなります。

《廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項》

第七条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

II 申請の種類

(1) 新規許可申請

新たに許可を受ける場合に必要な申請です。なお、個人業者が法人を設立した場合、これまでの法人を廃止して新たに法人を設立した場合、許可期限を過ぎて申請する場合なども新規許可申請となります。

(2) 更新許可申請

許可期限満了後も引き続き業を行う場合に必要な申請です。
申請の受付は、許可期限の1ヶ月前から行いますので、遅くとも許可期限の10日前までに申請をして下さい。

(3) 変更許可申請

事業の範囲を変更する場合に必要な申請です。
* 車両等の変更はこれに該当しません。（変更届の提出が必要となります。）

(4) 許可証再交付申請

許可証の亡失等による再交付に必要な申請です。

III 申請に係る注意事項

(1) 許可申請書は、必要書類を添付し、1部提出して下さい。

(2) 許可申請書を提出するときは、「押印の有無」「添付書類及び図面の有無」等を確認し、大きい図面等は、許可申請書と同じ大きさに折り込んで下さい。

(3) 申請書類等に不備、不足があった場合には受付できないことがあります。

(4) 許可申請書受付のときに、次の申請手数料を納入していただきます。なお、納入された手数料の返還はできません。

<申請手数料>

新規許可	10,000円
変更許可	7,000円
更新許可	7,000円
再交付	2,000円

(6) 申請受付時間

月曜日～金曜日 午前8:30～午後17:00

IV 問い合わせ先

平取町外2町衛生施設組合 管理係
〒055-0102 北海道沙流郡平取町字小平39番地2
電話 01457-2-2024

V 申請書類の作成にあたっての注意事項

- (1) 一般廃棄物処理業許可申請書(様式第5号)、一般廃棄物処理業許可更新申請書(様式第6号)
 - ア 申請者の住所、郵便番号、法人名(個人の場合は個人名)及び電話・FAX番号等を記入し、業の許可区分(一般廃棄物収集運搬業処理業・一般廃棄物処分業)を○で囲んで下さい。
 - イ 「事業所の所在地」の欄には、営業の拠点でかつ連絡先となる事業所の住所を記入して下さい。(個人の場合は個人住所)
 - ウ 「事業所の名称」の欄には、営業の拠点でかつ連絡先となる事業所の名称を記入して下さい。(個人の場合は個人名)
 - エ 「取扱廃棄物の種類」の欄には、取り扱う廃棄物の種類(例:事業系一般廃棄物、町道維持工事に伴う清掃ごみ、流木・選定木)を記入して下さい。
 - オ 「収集運搬処分の別」の欄には、業の許可区分(収集運搬か処分)を記入して下さい。
 - カ 「事業の区域」の欄には、当組合構成町のうち当該事業を行う区域を記入して下さい。
 - キ 「車両の種類及び数量(廃棄物処理施設概要)」の欄には、収集運搬車両の種類(例:4トン車、4トンユニック等)と登録台数を記入して下さい。
 - ク 「技術者」の欄には、廃棄物処理に係る講習の修了者について、記入して下さい。(当該技術者を要しないときは、不要です。)
 - ◎ (財)日本環境衛生センターが実施する次の講習
 - 一般廃棄物収集運搬業講習会
 - 一般廃棄物収集運搬・処分業者講習
 - ◎ (財)日本産業廃棄物処理振興センターが実施する次の講習
 - 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程の講習
 - 産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習
 - ケ 「現場責任者」の欄には、当該事業の責任者について、記入して下さい。
 - コ 「事業期間」の欄には、当該許可期間2年以内で当該事業に要する期間を記入して下さい。
- (2) 変更許可申請(様式第10号)
 - ア 申請者の住所、郵便番号、法人名(個人の場合は個人名)及び電話・FAX番号、当該許可の年月日、指令番号、許可区分を記入して下さい。
 - イ 「記載事項」の欄には、当初申請のあった事業範囲で、変更箇所、変更の理由、変更年月日を記入して下さい。
- (3) 許可証再交付申請(様式第9号)
 - ア 申請者の住所、郵便番号、法人名(個人の場合は個人名)及び電話・FAX番号、当該許可の区分を記入して下さい。
 - イ 「許可番号及び年月日」の欄には、当該許可の指令番号、許可年月日を記入して下さい。

VI 添付書類

- (1) 申請者が法人である場合
 - ア 定款
登記簿謄本と整合性の図れる内容のものを添付してください。定款に変更した内容が反映されていない場合は、変更した内容が確認できる書類(取締役会議事録の写し等)を添付して下さい。
 - イ 登記簿謄本
発行後3か月以内のものを添付して下さい。
- (2) 申請者が個人である場合
住民票(本籍の記載のあるもの。外国人の場合は外国人登録済証明書(登録原票記載事項証明書)とする。)発行後3か月以内のものを添付して下さい。
- (3) 宣誓書
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号に規定する欠格要件に該当しない旨を記載した書類を添付して下さい。(別紙「宣誓書」に押印)
- (4) 従業員名簿
業務に従事する方の人数及び役員を除く従業員の名簿を添付して下さい。
- (5) 事業計画書
 - ア 事業計画概要
当該許可を要する事業の概要を記入する。

- (例：平取町発注の町道維持工事に伴う道路清掃ごみの収集運搬 工区図面添付)
- イ 取扱い廃棄物の種類
当該事業により収集運搬する廃棄物の種類を記入する。
(例：流木・選定木、ジュース缶・ビン等・・・)
 - ウ 廃棄物の性状
固体、液体のどちらかを記入する。
 - エ 収集対象事業所の名称又は業種及び所在地名
収集運搬する事業所や店舗等について、名称又は業種及び所在地名を記入する。
(道路維持等の場合は、不要です。)
 - オ 収集運搬量
当該事業期間に収集運搬する廃棄物の搬入量を記入する。
(例：○トン/回×○回/日×○日/月×○月/年)
- (6) 収集運搬車両一覧表
業務に使用する収集運搬車両の車種、車両番号を記載した一覧表を添付して下さい。
- (7) 自動車検査証の写し
ア 収集運搬車両一覧表に記載した全車両の車検証の写しを添付して下さい。
イ 使用する車両が備車の場合は、次の事項が記載された、賃貸借契約書等の使用する権限を証する書類の写しを添付して下さい。
◎ 賃借人が独占使用できること。
◎ 使用期間が原則として1年以上継続していること。
- (8) 運搬車両の写真
車両の写真は、斜め前及び斜め後ろの対角の位置で撮影し、車両の全景が写るようにして下さい。また、ナンバープレートが明確に判別できるように写して下さい。
- (9) 事業を行うに足る技術的能力を説明する書類
ア 廃棄物処理に係る各講習の修了証の写し (当該技術者を要しないときは、不要です。)
イ 他自治体(都道府県・市町村)で持っている廃棄物処理業許可証(一般廃棄物、産業廃棄物等の収集運搬業、処分業の許可証)の写し
- (10) 収集対象事業所、収集対象区域の位置図
当該事業に係る廃棄物の収集事業所、事業区域を示す位置図を添付して下さい。

VII 申請の手順

申請書提出 ⇒ 受理 ⇒ 審査 ⇒ 許可